

# ハヤヨミ！ 看護政策 No. 434

都道府県看護協会長 様  
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部  
2024年6月27日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 50人未満の事業場における ストレスチェック制度の枠組みを議論 —ストレスチェック制度等の メンタルヘルス対策に関する検討会—

### ◎公開可

6月24日、第4回「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」が開催された。論点は、第1回から第3回における議論を元に①50人未満の事業場におけるストレスチェック②50人以上の事業場も含めた集団分析・職場環境改善の義務化—の2点に分けて、各委員から活発な意見が出された。

①については、厚生労働省から、労働者のプライバシー保護はストレスチェックを外部機関に委託することが有効な選択肢の一つになり得ると示されたが、委員からは、外部機関の質的保障や委託以外の方法も検討するよう求める意見が出された。産業保健総合支援センターおよび地域産業保健センターの利用者数のデータから受け皿はあるとの厚生労働省からの説明に対し、ストレスチェック受検者のうち医師面接を受ける割合が1.5%であるなど、低調であることに課題があり、改善を図ったうえで、各センターの体制の充実を求める声が上がった。松本常任理事は「50人未満の事業場での責任者の配置など実施体制の確保が必要であり、中小企業が取り組みやすい方法で推進すべき」と述べた。

②については、集団分析・職場環境改善の効果が実感されない現状では、義務化には慎重になるべきとの意見が相次ぎ、事例を示すなど促進に向けた効果的な戦略を求める声が出された。松本常任理事は「ラインケアとして就業上の措置だけでなく、職場全体で対策を講じていくためには、労使双方に研修が必要」と述べた。

次回7月26日以降、ストレスチェック制度の実効的な運用やメンタルヘルス対策全般について議論される予定。(執筆：松本常任理事)

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>